

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

河内町は、茨城県の最南端、首都50km圏に位置し、世界の玄関口である成田国際空港には20kmの距離にある。また、千葉県との県境に流れる利根川に沿って、東西に細長く広がる田園地帯、度重なる川の氾濫は、土壌をますます肥沃にし、利根川流域特有の温暖湿潤な気候が町を稲作地域に育んでくれた。

2015年の産業(3部門)別就業人口比率は1次産業(13.4%)2次産業(29.0%)3次産業(57.4%)の順になっており、1次産業の占める割合が全国平均だけでなく県平均に比べても多く基幹産業は農業となっている。

平成8年には村から町になり、22年が過ぎ、現在の人口は9,083人、世帯数は3,396世帯(H30.4.1現在)、一世帯当たり人員数は、2.67人となっている。少子高齢化の進行に伴って、今後も人口減少が続くものと想定される。

教育面では少子化に伴う児童・生徒数の減少により、既存小中学校を1か所に統合した小中一貫校「かわち学園」として、今年4月に開校した。

(2) 目標

河内町は生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、先端設備等導入計画の目標認定数を1件以上とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(導入促進指針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

河内町は本計画において対象とする設備は経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

河内町は本計画において対象となる区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

河内町は本計画において対象とする業種・事業は限定せず、当町における全てを対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・先端設備等導入計画の認定を受けるものは、町税等に未納のないものとする。